#### 勝浦町保育所民間移管保護者説明会について

開催日時 平成 20 年 1 月 7 日(月)・1 月 8 日(火)・1 月 10 日(水) 午後 7 時~ 平成 20 年 2 月 17 日(日) 午前 10 時~

#### 【保護者主な質問内容】

## \*保育料金と保育時間について

- Q 民間に移管した場合の保育料の決定ですが、延長保育や土曜日の保育をした場合、金額の方はどうなるのですか。徳島市内の保育所でしたら、延長保育になった場合延長料金を取られている所もあります。
- A 延長保育とは、11時間以上の保育になるのですが、それを超える部分については追加料金が発生することになる可能性があります。もし追加料金が発生する場合については、これから協議になると思います。民間になると、土曜日も現在は半日ですが1日開所(11時間開所)になる予定です。
- Q 今の保育料は所得に応じて町が決めていますが、保育料などは町が決めて くれるのですか。それとも民間の保育所で決めるのですか。
- A 町が決定します。
- Q 保育料は変わらないのですが、公立と民間で保育料の代わりに、主食費や 教材費等で保育所ごとに違うそうです。もし横瀬と生比奈で移管先が違うと なってくると、それらの費用は違ってくるという可能性もありますか。
- A 出来るだけサービスは高く、負担は軽くしていきたいと考えています。 しかし、保護者からの要望で茶道など特別必要なサービスについてはその部 分の負担は出てくる可能性はあります。その中で、一方の保育所だけ実施す るのは問題がありますので、そこは考える必要はあると思います。出来るだ け保護者に負担はかからないようにしていきたいと考えています。もし保護 者からの強い意見や要望がありましたら、保護者会や三者協議会で協議をし た結果、納得いくような方向で進めていきたいと思います。

## \*保育士さんについて

- Q 保育士さんは今の保育士さんがそのまま民間保育所に異動するのですか。
- A 正職員については、本人の意向を十分聞きます。 民間移管になって大きな環境の変化があってはならないので、派遣という形も1つの選択肢だと考えています。

- Q 今の保育士さんを信頼していますので、民間移管だけをして、保育士さん が今のままで変わらないでいてくれた方がいいのですが。経営者1人だけ替 えて、職員さんはそのままというのは出来ないのですか。
- A 町の希望としては、現在の保育士がいてくれるのがありがたいのですが、 現在勤務していただいている保育士さんや移管先法人の意向もありますので 一概には言えません。
- Q 保育士さんの数が少なくなることはありませんか。今だったら、10人で 2人の保育士さんがついてくれていますが、民間になって保育士さんが1人 でみるということはないのですか。
- A 児童福祉法の最低基準によって保育士の人数も決められていますので、認可保育所である以上、そのようなことはないと思います。今の水準は維持することが最低条件です。
- Q 完全移管して、保育士さんへのクレームなどは誰に。
- A 実施責任は町にありますので、町にも担当課があり、窓口になりますし、民間移管しても、保育所に苦情処理委員会を設置する予定となっています。民間保育所と町は、連絡・連携は密にしていきたいと思います。
- Q 公立保育所は、先生の身分が安定していて、国の基準にも沿っているので、 安定しているという所がいいと思うのですが、今、民間移管の動きの中、勝 浦町の正規の職員さんや臨時の職員さんの反応については。
- A 答申が出た後に、正規職員と臨時保育士へ説明(経過等)を行いました。 その中で、正規の職員さんからは、やはり身分等がありますので、1つは公立に残していただけたらという意見がありました。又、財政状況から仕方ないという意見もありました。臨時保育士からは、社会福祉法人に正規職員として雇っていただけるように働きかけてほしいという意見要望がありました。保育士の数は公立でも民間でも認可保育所である以上、最低基準数は確保されます。
- Q 保育士の数について、保護者のニーズに答えて延長保育や土曜日等の保育 のサービスができるようになるのはありがたいのですが、他の市町村では(特 別保育をした)そのかわり平日の保育士の数や保育の質が下がったというこ とを聞いていますが。
- A 認可保育所では、児童福祉法の最低基準というのがあり、それをクリアしなければ認可されません。基準以上の保育内容をしていただける法人に応募していただけるように選定委員会、募集要項や三者協議会等で保育内容での協議に努力したいと考えています。

- Q 地元のつながり(人のつながり)等の価値観が大事だと思います。それを 考えますと、保育士さんの雇用についてですが、出来れば地元の保育士さん や現在の保育士さんを積極的に雇用していただけるように民間法人に働きか けてほしいのですが。また、保育所も一つの大きな事業所であるので、地元 の若い保育士さんの雇用の促進をお願いしたいと思います。
- A 保育士さんの雇用については、非常に胸を痛めていることであります。特に正規保育士さんについては、本人の意向も聞きながらではありますが、1 つの方法として派遣という形で残っていただけるように予定しています。地元の方の雇用も大事ですので、保育士の雇用の促進も努力していきたいと考えています。次に派遣のことですが、行政的な派遣というのは、世間一般で言われている派遣職員と少し意味合いが違ってきます。(行政的な派遣は、) いわゆる出向という立場になります。

## \*保育所民営化検討委員会委員について

- Q 検討委員会の委員さんですがどのような方にお願いしているのですか。
- A 生比奈・横瀬保育所保護者会の代表2名ずつ 文理大学教授・社会福祉協議会会長・民生児童委員会会長 議会議長・元保育所所長・学童クラブ代表・はぐくみクラブ代表 副町長 で構成されています。
- Q 最終的に決定していただく方たちなので、どういう方が関わっていらっしゃるか知っていないと、不安がありましたので。
- A 基本的に子どもに携わっている方を中心に構成されています。 しかしながら、民営化検討委員会及び選定委員会では、よりよい答申を出し ていただくことが目的であり、最終的な方針の決定は町がします。ですから、 責任というのは、委員さんではなく、最終的な決定者である町の方になりま すので、ご理解いただきたいと思います。

## \*補助金及び財政について

- Q 今の財源は、民間移管以外の子育て支援に使われることですか。
- A その財源のなかで、ファミリーサポートセンター設置などの子育て支援や妊婦検診の充実などに使っていきたいと思います。

- Q 現在民間には補助金があり、将来補助金が打ち切られる可能性はないのですか。
- A 国は保育所の民営化を推進していますので、全国が民営化になれば、打ち切られる可能性もないとは言えません。将来的には分からないのですが、万が一そのようなことになった場合、児童福祉法では、実施責任は町にありますので対応します。国の補助金の分は町が負担するようになります。
- Q 補助金(公立と民間の比較)についてもう少し詳しく教えてください。
- A 捻出された財源は、できるだけ充実した子育て支援に力をいれたいと思います。またどういった支援が必要なのか、皆様の意見を聞き、よりよい支援を 心がけていきたいと思います。民間になっても、出来るだけ今の保育内容の 流れは汲んで、スムーズな引継ぎをしていきたいと思います。
- Q 捻出された財源は、資料にあるような支援のほかに何か考えていますか。
- A 想定される支援はありますが、今は明確に言うことが出来ません。それは、 民営化の予定が2年先だからです。そのときに保護者の皆さんにどんなニー ズがあるかを聞き、タイムリーな支援をすることが大事だと考えています。

## \*民間移管について

- Q 民間移管というのはもう決定なのですか。
- A 正式決定ではありません。最終的には、条例改正が議会で承認されれば民間 移管となります。
- Q 勝浦町は民間の保育内容にどこまで意見を言うことが出来ますか。
- A 民間移管をする前に三者協議会等で保育内容について法人と話し合ってい こうと考えています。それから、保護者の中でも意見を統一していただくこ とも重要だと思います。民間移管になったからといってすべて民間に投げる ということはいたしません。
- Q 生比奈・横瀬保育所とも同じ民間の法人になるのですか。
- A これから公募するのですが、同じ法人かもしれないし違う可能性もあります。
- Q 移管先法人は選べるほど多くあるのですか。
- A 県内の社会福祉法人から公募する予定です。ただ応募してくれるかについては、心配をしています。出来るだけ多くの法人が応募していただけるように努力していきたいと思います。

- Q 一方だけ手を挙げる可能性もあると思いますが。
- A そういう可能性もあります。一方は公立、一方は民間で、保育内容にちがいがあるのは、地理的に、保育所を選べないので問題がでてくる可能性もあります。たちまちは、法人の応募があるまで、一方の公立保育所は民間保育所のサービスに合わせていかなくてはいけないと思います。
- Q 社会福祉法人とはどんな法人ですか。すでに保育事業をしている法人ですか。 それとも未経験な法人も含まれますか。
- A 県内の社会法人を対象に公募しますので、保育事業を未経験の法人にも呼びかけます。保育事業の経験等を判断基準にするかどうかについては、選定委員会が決定しますし、最終的には、選定委員会の採点評価によって決定します。
- Q 経験がある法人が手を挙げなかったら、未経験の法人がすることになるので すか。
- A 未経験でもやる気があれば出来ると選定委員会の判断があれば、可能性はあ ると思います。
- Q 法人が撤退した場合、一旦町の方で運営し、また民間移管を進めるのですか。
- A 社会福祉法人の許可を受けようとしたら、あまりにも無責任な法人は認可されません、選定するにあたって、信頼できる法人を選定できるように努力したいと思います。
- Q もし撤退したとき、町はすぐに対応出来るのですか。
- A 児童福祉法の規定で、実施責任は町にありますので、町が責任をもって実施 します。また、移管要項で撤退の場合についての条件を記載する予定です。
- Q 周辺の市町村でも民間移管されていると思いますが、どのくらいの法人さん が応募されると思いますか。出来るだけ多くの法人に来ていただきたいので すが。
- A 今、民営化動きの中で、既に民営化が行われている市町村は、鳴門市と小松 島市です。小松島市を例に挙げますと、小松島市内の社会福祉法人を応募対 象とし、2法人の応募があったと聞いています。本町にどれだけの法人が来 てくれるかは、現段階では分かりません。

- Q 法人からの応募がない場合はこの方針はずっと繰り越されていくのですか。
- A 応募がなければ次に進めませんので、そうなると思います。また、例えば 1 つの保育所だけ法人が決定した場合は、1 つだけが進んでいく可能性もあります。しかし、公立と民間になった場合、競争はできませんので、公立保育所は民間保育所のサービスに合わせていかなくてはいけないと思います。
- Q 移管というのは、期限はつかないのですか。
- A 移管協定がありますので、期限をつけるか、永久にしていただくか、その中で盛り込むことになります。しかしながら、勝浦町は深刻な少子化なので、子どもが少なくなってきたら、保育所を1つにしなくてはいけない可能性もあります。それらを踏まえて、永久にするというのは難しいと思います。社会福祉法人というのは、法人の中でも比較的公益的な法人ですので、その中での経営になります。募集要項の中でもみなさまのご意見を反映し、また、入所される子どもが不安にならないような保育環境の整備に努めていきたいと思います。
- Q 勝浦町のように財政が逼迫している自治体が他にもあると思いますが、そう した自治体が保育所を民間移管していく動きはあるのですか。もし、数年前 からしている自治体がありましたら、何か問題などは起こっていないのでしょうか。
- A 全体的な流れとして三位一体の改革で補助金がなくなった(交付税措置になった)為、民間移管の動きはあります。県内では、鳴門市が18年から2か所、19年度から2箇所、小松島市では平成20年度から2か所民間移管となります。鳴門市の広報から保護者の意見を見てみましたが、特に問題点というのは掲載されていませんでした。

町としても、最終的に議会の議決があってからのことですので、今後問題 点があるかどうか(民間移管した保育所に)視察等を行い、町に反映してい けるようにしていきたいと思います。

もし保護者の皆様にそのような情報があれば、またご連絡いただき反映していきたいと思います。

- Q 保護者自身でもある程度話を聞いて法人の考え方などを理解していきたい ですが。
- A 選定委員会でも意見を参考にして考えていきたいと思います。現在の保育水 準以下であってはならないので、どの法人でもいいというわけにはいきませ ん。また子供さんに精神的な不安を与えないように1年間の引継ぎ保育期間 を設けたいと思います。

## \*プレゼンテーションに関すること

- Q 法人が決まるまでは、保護者はその法人について分からないのですか。決定 する前にこんな法人が来ています、この法人に移管したらいいという意見を いう場はないのですか。
- A 募集要項の通知の後、希望がある法人にプレゼンテーションをしていただく 予定ですが、応募状況等の公表はしますので、結果的に保護者の方に知って いただけると思います。複数応募があれば、その法人の中で評価の高い法人 が選ばれることになると思います。

保護者さんの意見で、情報が少ないので判断の材料がないということを言われましたので、勝浦町の HP や広報などで周知をしてきましたが、一層の努力はしていきたいと思います。

- Q プレゼンテーション審査の際に、その内容を保護者は見ることが出来るので すか。
- A 今は選定委員会の委員で審査するようにしていますが、ここ何回かの説明会の時に、保護者から要望が強いので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。しかしながら、保護者全員に審査していただくというのは現実的に難しいです。選定委員会で、採点表を作成し、法人のなかでその採点が一番高い法人が決まるという形になります。採点内容は、保護者会代表を通じて、皆様の意見をできるだけ反映していきたいと思いますので、選定委員会にもある程度任せていただきただきたい部分もございます。

#### \*保育内容について

#### 〈食事に関すること〉

- Q 給食ですが、市内では毎日ご飯を持っていかなくてはいけないのですが、そ うなるのですか。
- A そのことも、三者協議会等で意見反映をしていくことが必要だと思います。 他の認可保育所では3歳児以上はご飯を持っていくことが一般的であり、それぞれの保護者さんの意見が分かれると思いますが、保護者の方はどうですか。
- A 作ってくれたほうがいいと思います。

## 〈三者協議会について〉

- Q 子どもにとっては就学前のとても大事な時期を過ごすことになりますので、 保育士さんとの関わりなど、充実した保育内容等、子供のことを一番に考え てほしいと思います。
- A 民間になったからといって基準がなくなることではなく、その基準をクリアできているところが認可保育所です。それぞれ保護者さんの意見があると思いますので、今の保育内容をスムーズに取り入れるような形にしたいと考えています。そのために、法人と保護者と町で三者協議会を開き、その場で保育内容等について、ご意見を出していただけたら良いと思います。

また、民間移管にすることによって環境が変わり、子供達にとって非常に大きな影響となりますので、十分に説明会等を開いて理解をいただき、1年間公立の保育士さんと民間の保育士さんとの合同保育により、十分な引継ぎ期間を設けて子どもになれていただくような環境づくりを考えています。

- Q 勝浦町は地理的な関係で、私達は保育所を選べないので、2か所保育所が競争した場合の保育内容の格差については。
- A あくまで、保育の実施責任は町にありますので、町が関与していきたいと思います。また、保育内容というのは、法人と保護者と町の三者協議の場で話し合い、取り決めていきたいと思います。その際は、保護者の中でもそれぞれ意見があると思います。そこは保護者会等で意見の統一をお願いしていただきたいと思います。

#### 〈その他保育内容〉

- Q 最近は保育所の事故が多いのですが、もし保育所が基準を守っていない場合 には、町は保育所に注意や指導をすることが出来るのですか。
- A 事故の多くは、基準の保育士さんを確保していない無認可保育所に多い傾向にあります。しかしながら、もちろん認可保育所にも事故はあります。募集要項や三者協議会で保育内容について、保護者、町、法人とで協議を重ねていくことが必要になると思います。また、認可保育所は、保育士などの基準を満たしていない場合は、認可保育所として認められないので、監査等で指摘することは出来ると思います。もちろん町も保育所に対して注意や指導をすることが出来ます。

- Q 乳児医療は病気される方だけの支援なので、それ以外の支援も考えていただ きたいと思います。
- A ニーズがいろいろあると思いますので、やはり保護者の皆さまの意見を聞く ことが必要だと思います。直接的な支援としましてもいろいろ考えられると 思いますので、慎重に議論を重ねていきたいと思います。
- Q 町が行っているわんぱく教室や育児相談などは民間移管の際に継続される のですか。それとも他の事業になるのですか。
- A 現時点では明確な回答は出来ませんが、わんぱく教室などは継続したいと考えています。
- Q 基本的に町が管理するので、町外の児童が入所することは出来ないのですか。
- A 町外の児童を受け入れる際には、いくつかのハードルがあり、その中で相手 の自治体の議会で議決などが必要になります。不可能ではないのですが、相 手の自治体も関係しますので、現実的には、難しいと思います。
- Q メリットの中で、柔軟性が期待できるとありますが、具体的には。
- A 公立でしたら、保育士の確保等について予算が成立しなければならないので、 途中入所があった場合、クラスの人数等の関係ですばやく対応できない所が ありますが、民間だとすばやく対応できるというメリットがあります。

特別保育についても、一般的に民間のほうが、公立よりも補助が多いので、有利に特別保育等を実施することが出来ます。

# \*次回の説明会について

- Q 次回の説明会の予定はありますか。今日の説明を持ち帰って家族や保護者の間で議論を深めてまた意見を出させていただける場というのはありますか。
- A 今回の移管に係る説明会の中で質問がありましたら、電話でもメールでも結構ですので、ご意見いただけたら良いと思います。
- Q 今日欠席している保護者の方もいますので、今日の質問等の内容については 周知していただけるのですか。
- A 多くの方々に知っていただきたいので、広報や HP などで周知させていただきます。十分周知出来るように努力していきたいと思います。